

# 甲第34号証

令和2年検第6898～6901号

## 起 訴 状

令和 2年 3月31日

東京地方裁判所 殿

東京地方検察庁

検察官 検事

下記被告事件につき公訴を提起する。

### 記

本店の所在地 横浜市都筑区池辺町3847番地

法人の名称

大川原化工機株式会社

代表者の住居

代表者の氏名

大川原 正明

本 籍

住 居

職 業

会社役員

勾留中

大川原 正明



生

本 籍

住 居

職 業

会社顧問

勾留中

相嶋 静夫

生

本籍

住居 同上

職業 会社役員

勾留中

島田 順司

生

### 公 訴 事 実

被告人大川原化工機株式会社（以下「被告会社」という。）は、横浜市都筑区池辺町3847番地に本店を置き、噴霧造粒装置並びこれに関連する技術と装置の研究、設計、製造及び販売等を業とするもの、被告人大川原正明は、被告会社の代表取締役として、その業務全般を統括するもの、被告人相嶋静夫は、被告会社の顧問として、社長特命室で被告人大川原の業務を補佐するもの、被告人島田順司は、被告会社の取締役として、社長特命室で海外営業開拓に関する業務等に従事していたものであるが、被告人3名は、共謀の上、外国為替及び外国貿易法48条1項に基づき国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物であり、かつ、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器1式（輸出申告価格1776万3100円）を、経済産業大臣の許可を受けないで、中華人民共和国に輸出しようと考え、被告会社の業務に関し、同大臣の許可を受けないで、平成28年6月2日、横浜市鶴見区大黒ふ頭25番地所在の大黒ふ頭T-9号ターミナルにおいて、情を知らない倉庫会社係員らをして、前記噴霧乾燥器1式を船積みさせ、中華人民共和国に向けて輸出したものである。

### 罪 名 及 び 罰 条

外国為替及び外国貿易法違反 同法72条1項（平成29年法律38号による改正前のもの）、69条の6第2項2号（同法律による改正前のもの）、48条1項、輸出貿易管理令1条1項、同令13条（平成29年政令195号による改正前のもの）、同令別表1の3の2の項（2）5の2、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令2条の2第2項5の2、被告人大川原、同相嶋及び同島田につき更に刑法60条

これは謄本である。

前 同 日

東京地方検察庁

検察事務官 奥 野

